

都市緑地法（以下「法」という。）第45条第4項の規定による緑地協定の認可申請がありました次の緑地協定について、法第47条第1項の規定により認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

この緑地協定書は、法第47条第2項の規定に基づき、京都市建設局みどり政策推進室において一般の縦覧に供します。

平成29年6月20日

京都市長 門川大作

1 緑地協定の名称

京都市左京区下鴨神社地区緑地協定

2 緑地協定の期間

市長の認可の公告のあった日から10年

3 緑地協定の区域

京都市左京区下鴨泉川町60番，60番2

4 緑地協定の事項

植栽又は保全し，維持管理する樹木の場所及び種類，また，樹木の維持管理等

5 認可年月日及び番号

平成29年6月19日第2号

(建設局みどり政策推進室)